

◆医薬部外品・医療器具・化粧品の効能・効果は、「厚生労働省が承認した範囲」でしか広告できません。

医薬部外品・医療器具	効能・効果は、「承認を受けた効能効果」の範囲でしか広告できません。
化粧品 ※医薬部外品として承認を受けた薬用化粧品以外のもの	効能・効果は、厚生労働省が定めた「化粧品の効能の範囲(56 項目)」でしか広告できません。【参考】化粧品の効能の範囲の改定について(厚生労働省) ○肌を整える。 ○皮膚をすこやかに保つ。 ○肌をひきしめる。 ○皮膚の水分、油分を補い保つ。 ○皮膚を保護する。 ○肌を柔らげる。 ○肌にツヤを与える。 ○日やけを防ぐ。 ○乾燥による小ジワを目立たなくする。 ○肌のキメを整える。 ○肌荒れを防ぐ。 ○皮膚にうるおいを与える。 ○皮膚の柔軟性を保つ。 ○皮膚の乾燥を防ぐ。 ○肌にはりを与える。 ○肌を滑らかにする。 ○日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。 他共計 56 項目

◆健康食品は、「疾病の治療や予防を目的とする効能効果」「体の組織機能の増強増進を目的とする効能効果」は広告できません。

➡ 医薬品としての承認がない「化粧品」「健康食品」で、医薬品的な効果効能(疾病の治療、改善、予防又は身体の機能に作用すること)の広告は、医薬品医療機器等法*(薬機法)違反です！

(2 年以下の懲役若しくは 2 百万円以下の罰金) *正式名称: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

★医薬品医療機器等法に違反する表現(化粧品)

×しみ・たるみが解消する	ファンデーション等では「メーキャップ効果により小じわを目立たなく見せる」効果は認められますが、しわの解消・しわの予防は標ぼうできません。
×長年のシミが解消する	化粧品のシミに対する効能効果は、「日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ(化粧品の効能の範囲)」だけであり、長年のシミを消すと表現することはできません。
×美白効果	ファンデーション類等で「メーキャップ効果により肌を白く見せる」旨が明確に説明されている場合以外は認められません。
×アンチエイジング	アンチエイジングは、老化防止と訳せるため記載できません。
×肌年齢を若くする	化粧品として表現できる効能効果の範囲を逸脱しており認められません。
×薬用○○	商品名・成分名・用法用量・効能効果等に「薬用」という文字は使用できません。
×痛んだ髪を補修する	シャンプーリンス等における毛髪の損傷等の回復表現は認められません。
×有名人○○も愛用	使用経験等の広告は客観的裏付けとなりえず、消費者に対し、効能効果又は安全性について誤解を与えるおそれがあり認められません。

★医薬品医療機器等法に違反する表現(健康食品)

×余分な脂肪を燃焼 ×ウエストを引き締めます ×寝ている間に代謝 UP	ダイエットの基本は、摂取したエネルギー量より多くエネルギー消費することであり、「特定の成分を摂取することだけで痩せていく、脂肪を燃焼させる」等の広告表現はできません。
×糖尿病でお悩みの方へ ×ひざの痛みが解消	医薬品としての承認を取得せずに、「疾病が治癒又は改善することや、疾病を予防する」ような広告表現はできません。
×代謝を高めお肌ツルツル ×しわ・シミ・たるみが解消	健康(美容)食品を摂取するだけで、「身体に作用する美容効果を得る」ような広告表現はできません。